

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日に  
おき、翌  
日の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正(社会課)

公衆浴場入浴料金の統制額の指定(衛生課)

県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件) (〃)

保安林の指定予定(造林課)

土地収用法による事業の認定(二件) (管理課)

開発行為に関する工事の完了(三件) (都市計画課)

◇ 選管告示 鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の

の五十分の一の数等

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

## 告 示

### 鳥取県告示第九百六十号

昭和四十六年九月鳥取県告示第七百八十三号(市町村の区域ごとの民生委員の定数について)の一部を次のように改正し、平成元年十二月一日から施行する。

平成元年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市	二三四人
米子市	二一九人

を

鳥取市	二三七人
米子市	二二〇人

に、

日野町
-----

二四人
-----

を

日野町
-----

二〇人

に改める。

### 鳥取県告示第九百六十一号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十二年厚生省令第三十八号)第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成元年十月一日から施行する。

昭和五十九年九月鳥取県告示第七百八号(公衆浴場入浴料金の統制額の指定について)は、平成元年九月三十日限り廃止する。

平成元年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

統制額	区分	入浴料	洗髮料
	大人 (十二歳以上の者)		(十二歳以上の者)
	中人 (六歳以上十歳未満の者)		
	小人 (六歳未満の者)		
二百三十円	百人	十人	十人
百人	十人	十人	十人
五十円	十人	十人	十人
四十円	十人	十人	十人

鳥取県告示第九百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業庄内地区区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成元年九月二十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九百六十三号

鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井（桂木）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成元年九月二十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十四号

岩美町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業日野谷東地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年九月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町上秋山字新田山四八六の五一・四八六の五二（以上二筆）  
について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「一次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり

告示する。

平成元年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

船岡町

二 事業の種類

船岡町大江保育所建設事業

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡船岡町大字大江字前平及び字前村河原地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

船岡町役場

鳥取県告示第九百六十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

鹿野町

二 事業の種類

鹿野町保健センター建設事業

三 起業地

1 収用の部分 気高郡鹿野町大字今市字寺谷口及び字持正院地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鹿野町役場

鳥取県告示第九百六十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年七月二十八日 鳥取県指令受都計三一―第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市北村字花色、字相笠、字下菖蒲田、字上菖蒲田、字隈脇及び字横縄手並びに本高字茶屋土居下、字白木西分、字向白木、字玉川及び字風口（第一工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西町一丁目二〇一  
鳥取市土地開発公社  
理事長 西尾 優

鳥取県告示第九百六十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年三月六日 鳥取県指令受鳥土維第千百一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長字河原口

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市灘区本山北町二丁目三―二二  
株式会社ワールドフーズプランニング  
代表取締役 田辺幸一

鳥取県告示第九百七十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年六月十六日 鳥取県指令受都計三―二第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市吉岡字熊鷹道上ノ一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市熊党二〇―一二  
株式会社尾嶋建築研究所  
代表取締役 尾島秀昭

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第六十七号

平成元年九月二日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

平成元年九月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、一四六  
 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五二、四三一  
 鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三三、四〇三  
 米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三二、一一五  
 倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一一、六八二  
 境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 九、二一五  
 岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、八九三  
 八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、三〇一

気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、〇七五  
 東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一七、七〇五  
 西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、四五八  
 日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、五八八

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第七十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年九月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
	クールセブン		
	クールセブン二		
	クレーター二		

アレンジボール遊技機				ぱちんこ遊技機										
マーダー	キャッツアイ	コメット	ジャンクシヨン	スターライトII	ブラボーエクシード	クラッカー	イーグルII	キャラバン	マリーナ	グローバル	ヒーロー	アトミック	メガトン	スーパーナイト
株式会社藤商事				株式会社三共	株式会社平和	株式会社三洋物産	マルホン工業株式会社							